

## 特別支援学校開設に関する

### 神戸市教委の態度は許せん！

#### 兵庫県自立教育労働者組合

神戸市教育委員会特別支援教育課は神戸市立青陽東養護学校の過密化に対応するため、1km程度離れたところにHAT（ハット）神戸地域に用地を取得し、新規の開設をすすめている。

青陽東の保護者、職員の強い要望により庁内で足がかりとしての予算を獲得したところまではとりあえずよしとしてやろう。

青陽東と肢体不自由部門で校区調整をするであろう友生支援学校の保護者、職員への説明及び意見集約を行なっている。

「開設検討委員会」（市立特別支援学校長6名と特別支援教育課職員12名の計18名で構成）、「2校（青陽東と友生）代表者会」（各校保護者代表4名、校長を含む職員代表4名、特別支援教育課職員で構成）を組織している。

我々は税金で運営されているこれらの「委員会」「代表者会」について、

### 「誰がどんな発言をしたのかきき つちりとわかるように省略、編 集をしない議事録」

の作成と公開を文書で要求した。構成員の保護者や職員からも同様の要求があったにもかかわらず、

### 「地域、隣接予定となる小学校保 護者等との調整もあるから」

という理由で、「省略、編集しまくり」の殺風景な「議事要旨」しか公開していない。

いつも秘密裡に出来レースを演じてきた特別支援教育課の悪い癖は全く治らない。

彼らにはこの悪い癖を治す特效薬を近日中に服用していただこう！！

## 常時掲揚撤回要請書

#### 学校労働者ネットワーク・高槻

高槻では新年度になり、「日の丸」常時掲揚の動きが出てきてきました。

これは一片の「教育長通知」（指針）によって、高槻市立小中学校で6月1日から「日の丸」を常時掲揚するというものです。以下のように「日の丸」常時掲

揚（指針）4・15 教育長通知の撤回を  
求める「要求書」を提出し、市民運動グ  
ループとともに組合は反対運動を進め  
てきました。

すでに6月1日に入り、常時掲揚され  
ましたが、ねばり強く反対運動を続け  
ていきます。

また5月26日に第18回大会を開催  
し、新組合員を得て、新しい役員体制  
のもと労働条件に関する「要求書」を  
確定し、今後市教委交渉及び分会校  
長交渉に入っていきます。（P4を参  
照）

## 「部活指数」算出の試み

### 春日井学校労働者組合

1. 愛知県では、小中高共に、「在校時  
間等の記録」と称する教職員の出退勤  
時刻等記録用紙（個票）がある。しか  
し、機械的記録を導入している春日井  
市以外は、自己申告制を採っているの  
で、はなはだ正確性を欠く。毎日、同  
時刻を記載する者が多数いる。

そこで、部活指導の実態を明らかに  
するため、週休日等の指導に支給され  
る特殊業務手当（部活手当）に着目し  
た。虚偽申告して部活手当を横領しな  
い限り、指導実態を反映する数値であ  
る。

2. 早速、県教委に対し、全県下各小中  
学校の2015年度各月別部活手当の

「執行額」等のデータを提供するよう  
求めた。担当者は、「作業的に大変」  
と渋っていたが、120頁ほどの文書を  
提供。加えて、尾張教育事務所より  
「2015年度教員特殊業務手当（部活  
動）年間内示額積算表」の提供を受け  
た。こちらの資料には、同事務所管内  
各小中学校の部活手当年間執行額総  
計額が記載されている。

3. 上記データを基に、各校・各自治体  
の週休日等の指導実態を比較するた  
め、

「部活指数」（＝執行額÷クラス数）  
を算出してみた。（P4参照）いうま  
でもなく、「部活指数」なるものの算出  
は、当方の試みである。（10分の1以  
下は切り捨て）

例えば、「豊明市（部活指数 215）  
は、一宮市（部活指数 60）の、約3.5  
倍」といった具合である。単純には言  
えないものの、相対的に部活指数の高  
い学校・自治体は、教職員の、高ブラ  
ック度の長時間労働を想起させる。

以下、その一部分を載せる。全国的  
に比較ができればと、各組合に期待す  
るところである。

もちろん、当方の提起した「部活指  
数」より、さらに明確に比較できる指  
標の提示を望むところでもある。（P  
5～6を参照）

# 市費移管交渉

## 独自の闘いを展開

横浜学校労働者組合

6月に入って市教委は、休暇・職免、勤務時間、休業制度等について移管後のあり方を提示。

場当たりの内容に、横校労は申し入れに沿った条件の提示を強く求めて交渉を続けている。

たとえば「子の看護休暇」の範囲についてであるが、県費職員においては2016年度から15歳まで引き上げられたものが、市の制度においては従来8歳までであることを基準として、2017年度から12歳までに「増額」という提示であった。

県費職員からすれば1年を経ての「減額」であるにもかかわらず、市は「県の状況を勘案して」といわば単純に「間をとっ」たに過ぎない。

ことほどさように、当初は「特殊勤務手当全面廃止・部活動手当一本化」という方針が崩れ、横校労の要求通り特殊勤務手当のほとんどは復活したのだが、横校労が指摘してきた

部活動手当の安易な増額



生徒の活動時間の延長・ブラック化（健康上の配慮の欠如）



土日を含めた教員の超過勤務の常態化

↓  
学校のブラック化のいっそうの深まり

という構造に対しては、教育委員会としての政策的な担保は一切示されていない。単なる「手当増額」に終わっている。行政としての「肝」の欠如である。

最重要な給料表問題も、「市の制度とする」という基本方針ならば、市立高校の給料表に県費職員を充てればいいだけなのだが、サイフに関わる部分は例外となり、新たな全校種同一給料表をつくったことから、従前の市立高校教員の働き盛り30代後半から40代前半の教員は、生涯賃金で1000万円の減額となること、横校労の試算によって明らかになってきた。

浜高教・浜教組ともに「大綱妥結」しているが、横校労は認めるわけにはいかない。

2017年4月の移管まで8ヶ月余。市教委の「張りぼて」のような軽い移管策に対して、横校労は「現場の常識」を交渉の場で展開しようと考えている。

**違法実態(過労死労働)は放置、  
解消措置(振替)は禁止!?**

千葉学校労働者合同組合

6月29日、定例の勤務時間に関する千葉県教育委員会（千葉県教委）との団体交渉を行った。

千葉県教委の回答は、一部統計数字回

答は昨年の新しい数字に変わってはいしたが、文章はほぼ前年の回答文を繰り返しただけ。

ただ、毎年誤りを指摘してきた、出勤・退勤時刻の記録については、やっと原文の誤りを正し、

「個々の勤務状況を適切に把握するよう指導している」

と回答した。

千葉県教委による超過勤務実態調査については、小学校 34 校・中学校 18 校の抽出調査だったが、一人 1 日あたり

「小学校 2 時間 29 分、中学校 2 時間 36 分」(2015 年度)

という。毎日一人約 2 時間半の超過勤務だから、月 50 時間以上になる。

おまけに休憩時間はカウントしていないそうで、実際には、平均で月 65 時間以上の超過勤務をしていることになる。この実態は、この数年間の調査で大きくは変わっていない。ということは、

「平均で過労死労働 (60 時間×3 ヶ月で認定例あり) を超えた働き方をしているのを把握しながら、千葉県教委は放置していると言うことですよね？」

と追及すると、反論が帰ってこない。

また、県立学校では、超過勤務 80 時間越えの労働者に産業医への検診を指導することになっているけれど

「受信者数は何人でしたか？」

と聞くと、回答は

「0 人」。

「去年も 0 人でしたが、本当に 80 時間越えの労働者がいないのですか？」

と聞けば、

「受診を強制できない。」

との回答。「目標申告」などという、「処分の脅し」をかけて強制しているものがあるのに!?)

「超過勤務を割り振りで削減せよ」

との要求には、

「労働基準法で認められていない」

などと平気で回答。

違法超勤を放置し、土曜授業勤務の長期振替を容認しながら、よく言うよ。

日本の人事委員会・司法が行政権力の違法を摘発しないことを利用して、居直り続けているのだ。

管理職に超勤の違法性認識を高めるために、春日井学校労働者組合から提供されたの

「長時間労働による健康障害防止のための報告書」(春日井市教委)

を資料提供した。

次回こそ、前進した回答を期待したい。

以上

2016年5月30日

高槻市長 濱田 剛史 様  
高槻市教育委員会  
教育委員長 中村 公美子 様  
教育長 一瀬 武 様

学校労働者ネットワーク・高槻  
執行委員長 松岡 勲

## 「日の丸」常時掲揚(指針)4. 15教育長通知の撤回を求める

高槻市立小中学校で6月1日から「日の丸」を常時掲揚することについて、学校労働者ネットワーク・高槻は、二度にわたり、組合との窓口である高槻市教委教職員課を通して総務課に説明と協議の場を設定することを申し入れたが、総務課は拒否した。

高槻市の教育の根幹に関わる今回の問題に関して、貴教委が組合への説明及び協議を拒否したことに強く抗議すると共に、以下の理由から「日の丸」常時掲揚指針である教育長通知の撤回を要求する。

(1)高槻市立小中学校長宛に出した教育長通知「学校における国旗掲揚に関する指針の策定について」は、施設管理面から学校に「日の丸」を常時掲揚するとしているが、何ら法的根拠に基づかず、高槻市教委施設管理規則にも定めがない。このことは、地方自治の本旨から逸脱しており憲法(92条、99条)及び地方自治法等に違反するものである。

(2)「日の丸」の常時掲揚は、施設管理面の問題というよりも、教育の根幹に関わる問題である。すなわち、学校での「日の丸」常時掲揚は、子どもたちに毎日「日の丸」を仰ぎ見させることで国家への忠誠心をすり込むものであり、戦前の「国家主義教育」に回帰する危険性がある。

(3)戦後70年間、高槻市の小中学校で「日の丸」を常時掲揚してこなかったのは、「日の丸」が侵略戦争に深く関わっており、侵略のシンボルであった歴史的事実及び常時掲揚は学習指導要領にも定めがなく、内心の自由に深く関わり、教育内容の問題である。

(4)今回の件は、教育委員会議や市議会での議題や校長会での論議も経ていない。また、PTA協議会や単Pへの通知、或いは市の広報にも載せていない。

教育内容の大きな変更に関与する学校での「日の丸」常時掲揚を、事前に児童・生徒に知らせることなく、また保護者・市民に周知することなく、一片の通知(指針)で実施するのは余りにも姑息である。したがって、通知の撤回を求める。

以上

## 「部活指数」

(愛知県春日井市)

自治体	学 校 名	執行額 (千円)	クラス数	部活指数	自治体の「部活指数」
豊明市	豊明 (中)	4 8 9 6	2 1	<b>2 3 3</b>	<b>2 1 5</b> $1\ 3\ 7\ 8\ 2 \div 6\ 4$
	栄	4 5 1 8	2 1	<b>2 1 5</b>	
	沓 掛	4 3 6 8	2 2	1 9 8	
日進市	日 進	4 7 3 1	2 1	<b>2 2 5</b>	<b>2 0 3</b> $1\ 6\ 4\ 5\ 5 \div 8\ 1$
	日 進 西	4 9 2 6	2 6	1 8 9	
	日 進 東	4 3 6 2	2 1	<b>2 0 7</b>	
	日 進 北	2 4 3 6	1 3	1 8 7	
春日井市	春日井東部	3 9 0 6	2 1	1 8 6	<b>1 7 5</b> $4\ 9\ 9\ 6\ 5 \div 2\ 8\ 4$
	春日井中部	5 6 2 2	3 0	1 8 7	
	春日井西部	6 1 1 4	2 9	<b>2 1 0</b>	
	坂 下	2 2 5 0	1 4	1 6 0	
	高 蔵 寺	2 9 3 1	2 3	1 2 7	
	藤 山 台	1 7 5 2	1 1	1 5 9	
	知 多	2 2 6 5	1 7	1 3 3	
	鷹 来	4 1 5 2	1 9	<b>2 1 8</b>	
	松 原	3 7 5 0	2 1	1 7 8	
	高 森 台	2 1 0 9	1 3	1 6 2	
	柏 原	5 2 3 2	2 4	<b>2 1 8</b>	
	味 美	1 5 5 7	1 0	1 5 5	
	南 城	4 6 8 3	2 7	1 7 3	
	石 尾 台	1 8 9 3	1 4	1 3 5	
	岩 成 台	1 7 4 9	1 1	1 5 9	
瀬戸市	水 無 瀬	3 5 5 8	2 0	1 7 7	<b>1 7 5</b> $1\ 9\ 7\ 9\ 4 \div 1\ 1\ 3$
	祖 東	1 4 0 1	8	1 7 5	
	南 山	4 7 2 8	2 9	1 6 3	
	本 山	5 7 6	4	1 4 4	
	幡 山	3 0 9 9	1 9	1 6 3	
	品 野	1 9 8 0	1 0	1 9 8	
	光 陵	2 2 9 5	9	<b>2 5 5</b>	
	水 野	2 1 5 7	1 4	1 5 4	
一宮市	木 曾 川	1 2 8 7	2 9	4 4	
	尾西第一	2 6 1 9	2 8	9 3	
	尾西第二	1 1 1 9	1 3	8 6	

資料 春日井学校労働者組合より

	尾西第三	1 7 1 6	1 7	1 0 0	<b>6 0</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 2 2 5 1 ÷ 3 6 7</div>
	一宮北部	1 0 1 1	2 5	4 0	
	一宮中部	1 6 5 0	2 6	6 3	
	一宮南部	1 7 4 6	2 7	6 4	
	葉 栗	1 2 3 0	1 8	6 8	
	西 成	7 7 1	1 6	4 8	
	丹 陽	1 6 1 7	2 5	6 4	
	浅 井	9 9 6	1 9	5 2	
	北 方	3 3 6	1 0	3 3	
	大 和	1 3 4 7	2 0	6 7	
	今伊勢	2 0 0 1	2 4	8 3	
	奥	4 9 2	1 6	3 0	
	萩 原	7 1 4	1 7	4 2	
	千 秋	7 5 0	1 8	4 1	
	西成東部	2 7 3	1 2	2 2	
	大和南	5 7 6	7	8 2	
全 体		2 6 9 9 1 6	1 7 8 3		<b>1 5 1</b>

(作成 春日井学校労働者組合)

編集担当

千葉学校労働者合同組合

〒277-0014

千葉県柏市東1-2-14

グレイスコート東 110号室

電話・Fax 04(7163)1121